

法定外公共物占有等許可申請の許可後に関わる手続きについて

法定外公共物占有等の許可後における変更等の申請は、次の方法で手続きをお願いします。

- 1 分筆前の地番で申請され、開発申請時に新たな地番となった場合
様式 1 ⇒ 法定外公共物占有等許可申請書（変更）
※建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に該当します。
- 2 占有工事が完了（終了）した場合
様式 3 ⇒ 法定外公共物占有等工事完了届
- 3 更新期間が満了する場合
様式 4 ⇒ 法定外公共物占有等更新申請書
※許可期間は、許可書に記載してあります。期間満了までに手続きをお願いします。
- 4 相続や法人の合併等で名義等を変更する場合
様式 12 ⇒ 法定外公共物地位承継届
- 5 占有許可の権利を譲渡（相続等除く）する場合
様式 13 ⇒ 法定外公共物権利譲渡承認申請書
※（例）「安曇野太郎」から「豊科花子」に変更の場合
- 6 占有者の氏名または、住所が変更した場合
様式 15 ⇒ 法定外公共物占有者住所等変更届
※（例）「安曇野花子」から「豊科太郎」、
「安曇野市豊科 6000」から「安曇野市穂高 7000」に変更の場合
- 7 占有物件を廃止する（した）場合
様式 16 ⇒ 法定外公共物占有等行為終了（廃止）届
※原形復旧が必要です。占有物件を撤去し占有者が終了届を提出してください。
- 8 占有料の座振替について
所定の用紙がありますので、お問い合わせください。

受託者・譲渡人の皆様へ

申請書（添付等を含む）・許可書・権利譲渡承認書等の書類は、申請者若しくは譲受人に引き渡しをお願いします。

★ご不明な点がございましたら、管理登記担当にお問い合わせください。

安曇野市 都市建設部 維持管理課 管理登記担当 【直通電話】 0263 - 71 - 2331
